

水俣病被害者救済の早期実現をめざす

# 国会通信 No.3

2025年11月1日発行  
発行・ノーモア・ミナマタ  
被害者・弁護団全国連絡会議  
熊本県水俣市桜井町2丁目2-20  
電話 0966-62-7502  
FAX 0966-62-1154

水俣病公式確認から70年 被害者が生きているうちに救済を！

## 東京訴訟期日（東京地裁民事42部第37回期日）報告

東京弁護団・弁護士 常盤弘司

- 1 令和7(2025)年9月26日(水)13:30～(103号大法廷)、ノーモア・ミナマタ第2次東京訴訟の第37回口頭弁論期日が、開かれました。

同日は、期日に先立ち、12:40から裁判所前宣伝・集会を実施しました。原告、弁護団のあいさつや支援者の激励あいさつを受けながら、裁判所の前を行き交う人たちに水俣病の被害のアピール等実施できました。



- 2 (1) 同期日では、提出した準備書面（疫学9）について、柳澤弁護士が意見陳述をしました。被告国らは、原告らが求めた釈明に対して真摯に回答していませんので、今回提出した準備書面（疫学9）では、そうした被告国らの態度を強く批判しました。
- (2) また、総論の主張については今日でほぼ出し尽くしたことが確認され、個別主張については次回期日までに提出することを裁判所、原告、被告の3者間で確認しました。
- (3) 最後に、原告、被告双方から現時点での立証（人証）計画を提出しました。現時点では、裁判所の対応等について決まっていません。被告が尋問実施するのであれば、誰を呼ぶのが明らかにすること、原告が今回の立証計画案について変更や修正があれば、その変更や修正を報告することが確認されました。



- 3 期日終了後、場所を環境省に移して宣伝行動をしました。原告らは被害を訴え、弁護団・支援者は早期解決に向けて真摯に向き合おうとしない環境省の姿勢を批判しました。

水俣病の問題を解決すべき職責を担う環境省の職員らにもアピールできたと思います。